大竹市有害鳥獣捕獲用箱わな貸出要領を次のように定める。

令和４年６月８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大竹市長　入　山　欣　郎

　　　大竹市有害鳥獣捕獲用箱わな貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、有害鳥獣による農林作物への被害を軽減し、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、市が保有する有害鳥獣捕獲用箱わな

（以下「箱わな」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　箱わなを借り受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　市内に住所を有し、又は土地を所有する者

(２)　市から鳥獣の捕獲許可を受けた者

（申請）

第３条　箱わなを借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、有害鳥獣捕獲用箱わな借受申請書（様式第１号）に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第４３条に規定するわな猟狩猟免状の写しを添え、市長に提出するものとする。

（貸出の決定）

第４条　市長は、前条の規定による借受け申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときには貸出しを決定し、有害鳥獣捕獲用箱わな貸出決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（貸出期間）

第５条　箱わなを貸し出す期間は、原則９０日以内とする。

２　申請者より当該貸出し期間が満了する前に再度の申請があり、市長が必要と認めたときは、引き続き期間を定めて貸出しをすることができる。

３　前項の規定による貸出しについては、前条の規定を準用する。

（禁止事項）

第６条　第４条及び前条の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「利用者」という。)は、貸出しを受けた当該箱わなを第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用上の義務）

第７条　利用者は、善良な管理者の注意をもって当該箱わなを管理しなければならない。

２　利用者は、その責めに帰すべき理由により当該箱わなを滅失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちに市長にその旨を報告し、その指示により原状回復又はその損害を弁償しなければならない。

３　箱わなの設置、回収又は運搬に伴い発生した損害については、利用者において責任を負うものとする。

（費用の負担）

第８条　箱わなの利用にかかる費用は、無料とする。

（貸出台帳の整備）

第９条　市長は、箱わなの貸出し状況を把握するため、有害鳥獣捕獲用箱わな貸出台帳（様式第３号）を整備するものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年６月８日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

有害鳥獣捕獲用箱わな借受申請書

　　年　　月　　日

　大　竹　市　長　　様

申請者　住　所

　　　　氏　名

　　　　連絡先

　下記のとおり有害鳥獣捕獲用箱わなを借り受けたいので、大竹市有害鳥獣捕獲用箱わな貸出要領第３条の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| わな免許番号 |  |
| 箱わなの種類 |  | 数量 |  |
| 借 受 期 間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日※９０日以内 |
| 設 置 場 所 |  |
| 対 象 鳥 獣 |  |
| 被 害 状 況 |  |
| 誓 約 事 項１　箱わなは、適切な管理・利用を行います。転貸は行いません。２　箱わな使用に起因する事故については、全て申請者の責任において処理します。３　捕獲した鳥獣は、申請者の責任おいて適切に処理します。 |

様式第２号（第４条関係）

有害鳥獣捕獲用箱わな貸出決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　様

大　竹　市　長

　上記について、大竹市有害鳥獣捕獲用箱わな貸出要領第４条の規定により貸出する。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出番号 |  |

様式第３号（第９条関係）

有害鳥獣捕獲用箱わな貸出台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 種類 | 数量 | 設置場所 | 貸　出開始日 | 貸　出終了日 | 対象鳥獣 | 申請者 | 備考 |
| 住所 | 氏名 | 連絡先 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |